

ICT成長力強化プラン

平成20年5月23日

総務省

はじめに

ICT(情報通信技術)は、経済成長と環境を両立させ、持続可能な成長モデルを構築するための切り札となる。2010年代初頭にブロードバンド基盤の全国整備や地上デジタル放送への完全移行が完了し、「あらゆるものがいつもつながっている」環境が実現するユビキタスネット社会は、「紙から電子へ」「自分でつくるから皆で協働するへ」など経済社会の基本原則に不連続的な変化をもたらすが、これに対応して生活・産業・地域が変革を遂げることにより、ICTによる成長力強化を最大限に享受することが可能となる。

我が国は、ユビキタスネット社会の実現に向けたu-Japan政策に基づき、世界最高水準のICT基盤の整備を進め、さらにその利用高度化に取り組んでいるが、電子政府、医療・教育、中小企業経営など、官民の両分野においてICT利活用が十分には進んでいない。また、インターネット上の違法有害情報の社会問題化など、ICT利用の安心・安全の確保も課題となっている。

このような課題を克服し、世界最高水準のICT基盤を生かして、人的資源やエネルギー資源の制約下での持続的成長につなげるには、地上デジタル放送への完全移行、デジタル・デバイドの解消等「完全デジタル元年」へ向けたICT基盤整備を着実に推進しつつ、中央政府・地方政府が率先してICTによる行政効率化・住民サービスの向上を図るとともに、医療・教育などの公的分野や一次産業・地場産業を含む幅広い産業・組織でICTの徹底活用によるサービス革新を実現するための環境整備に取り組む必要がある。

以上のような背景のもと、成長力強化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、総務省では「ICT成長力懇談会」を平成20年2月に設置し、ICTによる成長力強化に向けた政策の検討を開始した。この度、その検討結果を踏まえ、「グローバル成長力と地域成長力」「ICT産業とICT利用産業」の2軸によって成長力強化が真に必要な分野を整理・明確化し、ICTと成長力を結ぶ経路を集中強化するための政策パッケージとして、「ICT成長力強化プラン」を策定した。本プランにより、従来の「ICTインフラ整備・ICT産業の成長」を基本とした政策から、「電子社会構築による産業や地域の成長を官民連携の大仕掛けで推進」する政策への展開を進め、ユビキタスネットワークの「つながり力」を我が国の成長力に転化する取組を推進する。

総務省では、本プランに基づき政策の具体化を進め、「完全デジタル元年」を迎える2011年までに、国際展開する産業や周辺地域を含む地域とICTとの深化した融合(xICT)を実現し、生産性の向上、新規サービス・産業の創造や、地域の集積効果の発揮、地域コミュニティの確保等を促進する。

地域成長力の強化

1 官民をあげたデジタル適応力の向上

(1) 官民をあげたICT利活用のための課題総点検

ICTを徹底活用し、環境と両立した新たな経済成長を達成するためには、国・地方行政や医療・労働・教育などの公的分野、中小企業・地場産業などICT活用が遅れている民間分野について、分野横断的に規制・制度の総点検を行う必要がある。行政のみならず、医療・教育や中小企業などを含む民間分野について、IT戦略本部と連携し、官民での連携の場を設けるなどして、障壁となりうる法制度、各種ルール、慣習、価値観等を包括的に調査し、障壁を取り除くための施策を検討する。

(2) 徹底的なICT利活用を促すための重点分野の設定

(2 - 1) 国における行政サービスの革新

電子申請を原則とする行政サービスの実現に向け、今後策定されるオンライン利用の抜本的改善策に沿って新たな利用促進のための計画を策定し、これを着実に実施することにより、オンライン利用の飛躍的拡大を図る。

(2 - 2) 地方における行政サービスの革新

地方公共団体の業務の効率化

地方公共団体が個別にシステムを開発、運用する非効率性を回避し、特定のベンダーへの過度の依存を脱却するため、標準仕様(地域情報プラットフォーム)に基づくシステムの導入、複数の団体によるシステムの共同利用の促進、ASP・SaaS事業者のサービスを利用したアウトソーシングの促進を図る。

住民の利便性向上

地域住民によるオンライン利用の利便性の向上を図るためには、民間事業者のビジネスやサービスとの連携を進めながら、地域住民のニーズに合った住民サービスを開発し、その速やかな普及を図ることが重要である。このため、コンビニのキオスク端末による証明書等の電子交付の実現(平成21年中を目途に先進的な団体において実現)、携帯電話を活用した電子申請の推進(マニュアルを3月に作成・地方公共団体に配布)、オンライン利用の基盤整備(住民基本台帳カードの無料交付の促進等)を図る。

(2 - 3) 地域産業・サービスの革新

【業種横断的対応】

ICTによる生産性向上戦略の推進

中小企業等幅広い産業・組織におけるICT利活用を促進し、生産性向上を図る観点から、「ICTによる生産性向上戦略」(情報通信審議会「ICTによる生産性向上に関する検討委員会」5月に原案公表)に基づき、ASP・SaaSの普及促進や更なる徹底活用に向けた環境整備、ネット上の企業台帳(「企業ディレクトリ」)の整備、実社会の企業活動をネットワーク上で可視化する「場所コード」の構築等を推進する。

【業種別対応】

地域成長力を高めるための重点分野の設定

条件不利地域における医師不足等への対応策として、遠隔医療の普及を推進する。具体的には、総務大臣・厚生労働大臣の共同懇談会である「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の中間とりまとめ(6月予定)を踏まえ、遠隔医療の推進に向けた具体的な取り組みについて厚生労働省と連携して検討する。

このほか、一次産業、中小企業、教育、観光、テレワークなどの重点分野を設定し、ICTの徹底活用に向け、新規サービスのニーズ発掘やベスト・プラクティスの体系化等の支援策を推進する。

2 新たなデジタル市場の創出

(1) 完全デジタル元年の着実な実現

地上デジタル放送への完全移行に向けた総合対策の推進

2011年7月の地上放送の完全デジタル化に万全を期すため、中継局整備や共同受信施設のデジタル化支援に加え、本年夏までに以下の施策を内容とする地上デジタル放送完全移行のための総合対策を取りまとめる。

- ・経済的弱者に対するデジタル放送に対応した受信設備の購入支援
- ・受信障害対策共聴施設のデジタル化に対する支援
- ・国民の相談に応じる体制の大幅な拡充 等

デジタル・ディバイド解消に向けた取組の推進

2010年度を目標としたブロードバンド・ゼロ地域の解消や、携帯電話不感地帯の解消のため、ブロードバンド基盤整備、携帯電話エリア整備等の一体的整備や光ファイバ網と無線技術を組み合わせた基盤整備等を推進することとし、「デジタル・ディバイド解消戦略会議」の最終報告書を踏まえ、6月を目途に「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定し、支援措置の拡充等所要の環境整備を図る。

地域WiMAXの推進

地域の特性に応じた高速の無線ブロードバンド整備を推進する地域WiMAXに対し、市町村程度の区域を対象とした周波数を割り当て、年内にもサービスを実現することにより、ブロードバンド・ゼロ地域の解消や地域のニーズに応じた多様なアプリケーションを実現する。

(2) 新たな情報通信サービスの創出

地上デジタル放送の実現により利用可能となる周波数を活用した新サービスの実現

我が国においては、携帯電話に加え、無線LAN、電子タグなど様々な形態の電波システムについて、普及や利用の拡大が進んでおり、電波の需要はますます増加してきている。有限希少な資源である電波を最大限有効利用し、我が国の情報通信分野における成長力強化を一層推進する観点から、2011年の地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となる周波数を、携帯電話、ITS、自営通信、移動体向け放送等に活用するための制度整備を図る。

通信・放送の融合・連携の一層の促進によるIPTV等の新サービスの展開

国民生活、経済活動及び文化の全般にICTの技術革新のメリットを還元する観点から、通信・放送の総合的法体系の検討等を通じて通信・放送の融合・連携を一層促進し、マルチキャスト放送等の先進的なデジタル・サービスを創出する。

新競争促進プログラム2010に基づくブロードバンド市場の競争促進策の展開

ブロードバンド化の進展、PSTN(回線交換網)からIP網への移行、ビジネスモデルの多様化等、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争促進を図り、利用者利益の保護を図るため、「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月、平成19年10月改定)に基づき、IP化に対応した競争ルールの包括的見直し、利用者保護策の強化などを推進し、ブロードバンド市場の競争促進を図る。

(3) 総合的な違法・有害情報対策の推進(「安心ネットづくり」促進プログラム)

国際的な視野に立ってインターネット上の違法・有害情報へ対応するために、「安心を実現する基本的枠組の整備」「民間の自主的取組促進」「親子のICTメディアリテラシーの向上支援」の3つの政策を柱とし、違法・有害情報対策相談窓口の強化、コンテンツのレーティング普及促進、違法・有害情報対策に資する検知技術開発、迷惑メール対策に関する執行強化に必要な体制の整備など、総合的な違法・有害情報対策を推進する。

グローバル成長力の強化

1 ICTのつながり力による産業変革

(1) 新事業領域の創出

クリエイティブ産業(コンテンツ周辺分野)の抜本強化

コンテンツ市場の拡大を図るには、コンテンツのマルチユース化を促進するとともに、知的財産、広告、デザイン等の周辺分野を密接に関連づけた包括的な推進策が必要である。このため、コンテンツ取引市場の創造に向けた実証実験を2008年度中に実施するとともに、所要の制度やルールの在り方について検討し、同年度中に結論を得る。あわせて、ソフトパワー発揮・日本ブランド発信のための国際展開支援体制の構築やルール整備、コンテンツ関連人材の育成、ローカルコンテンツの拡充等を推進する。

世界最高水準の情報通信基盤を活かすプラットフォーム基盤の強化

世界最高水準のインフラに相応しい便利で創造的なコンテンツやアプリケーションを実現するため、汎用性の高い端末機能や課金・認証機能の実現方策等を検討する。

(2) 環境力の戦略展開

ICTによる環境負荷の「見える化」や負荷低減策の推進

ICTを最大限に利活用することで、エネルギー利用の効率化や、人・物の移動の削減等が進み、機器使用に伴う排出量を大幅に上回るCO₂削減効果が得られる。CO₂排出削減効果の簡易な評価手法の確立、国際標準化の推進(2008年中にITUにおける体制構築・活動開始)、ASP・SaaS型モデルによる「環境家計簿」の展開、テレワークの大幅な強化(2010年までにテレワーク人口倍増)、CO₂排出削減に資する研究開発の推進等を実施し、地球温暖化問題への対応に貢献する。

(3) 日本の「強み」とICTとの融合促進

ICTとの融合市場の創出促進

日本が強みを有する自動車(×ITS)、住宅(×情報家電)、ロボット(×ユビキタスネットワーク)等の産業分野について、革新的なICT利活用を創出し、ICTとの融合市場を生み出すため、研究開発や特区等の重点化を推進する。

(4) オールジャパンで取り組む大型プロジェクト

日本中の知的資産を総デジタル化する「デジタル文明開化プロジェクト(仮称)」の実施
教育、産業、芸術に必要な情報の多くを海外に依存し「情報自給率」の低さが課題となっている現状を踏まえ、国内に眠っている知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組みの構築を図る。文化的価値財のデジタル・アーカイブ化による国民への提供を実現するため、国立国会図書館、国立公文書館、図書館・博物館・美術館などの関係機関と連携し、産学官を挙げてデジタル化を推進する。

ユビキタスネット社会を国際展開する総合的なプロジェクトの実施

日本発のユビキタス関連技術・サービスを活用して、ヒト・モノ・カネを有機的に組み合わせた国際プロジェクトを途上国等にて実施することで、日本発のICTハード・アプリケーション・コンテンツの国際展開を促進する。

(5) 民の取組を後押しするための「特区」の導入

コンテンツ流通等における新規事業創出を促す「サイバー特区(仮称)」の検討

サイバー上に実名参加によるクロースドのコミュニティを構築し、その中に限定したインセンティブ付与や新規サービスの試験等が可能な仕組みの構築を検討する。

日本の強みであるユビキタス技術をさらに伸ばす「ユビキタス特区」を拡充

従来 of 国際競争力強化に加えて地域再生・産業創造を目的とする「拡大版ユビキタス特区」を創設することとし、本年夏頃に新たに利用可能な周波数を公表して、地域や民間企業等の創意工夫によって電波が利用できる環境を創出する。

「拡大ユビキタス特区」を推進するに当たり、ICT産業の国際競争力強化に加え、都市の国際競争力強化にも重点を置き、「世界の 市」、「アジアに冠たる 町」の創出を目指す。

2 ICT産業の国際競争力強化

ICT国際競争力強化プログラム(平成19年5月22日策定)に基づき、以下の取組を推進する。

(1) 重点技術分野における国際展開の積極推進

デジタル放送等の3分野における日本発技術の国際展開の推進

次世代IPネットワーク、ワイヤレス、デジタル放送の3分野において、ICT産業や日本発技術の国際展開支援策として、対象国のニーズを踏まえて各種普及・啓発活動(セミナー、シンポジウムの開催、官民ミッション派遣等)、収集・分析した各国情報の産学官での共有等、企業が海外展開する際の総合的支援を行う。

モバイルビジネス活性化プランの推進

モバイルビジネス市場において多様なビジネスモデルの登場を促す「オープン型モバイルビジネス環境」を整備するため、「モバイルビジネス活性化プラン」(平成19年9月21日)に基づき、モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し、MVNOの新規参入の促進などを推進する。

新世代ネットワーク等の重点研究開発課題の推進

「UNS戦略プログラム」(平成17年7月策定)等を見直し、新世代ネットワーク、次世代移動通信システム、ユビキタス・プラットフォーム、ネットワークロボット、3次元映像等の重点研究開発課題について「UNS研究開発戦略プログラム (仮称)」(情報通信審議会 答申 平成20年4月原案公表)に基づき推進する。

(2) 国際標準化活動の抜本強化

「国際標準化戦略」(情報通信審議会答申 平成20年4月原案公表)に基づき、以下の取組を推進する。

国際標準化を推進するための戦略再構築

国際標準化動向についての情報を集約した「ICT国際標準化戦略マップ」、日本国内の特許の他、米国、欧州、中国などの市場が見込める特許の状況について整理した「ICTパテントマップ」、標準化活動が経営に与える効果等を示す指標や標準化に関する基礎情報・ノウハウ、これまでの成功事例等を含む「ICT国際標準化推進ガイドライン」、「アジア地域連携」等を推進する。

国際標準化体制の強化

研究開発、標準化、知的財産戦略を一体的に推進するための「ICT標準化・知財センター」の設置、標準化活動支援、標準化活動に関する知見・ノウハウを若手に伝承するなどにより標準化に携わる人材を育成する「ICT標準化エキスパート」の創設等を推進する。

(3) 高度ICT人材育成の推進体制の強化

先進的な取組を横展開するためのナショナルセンター機能の構築

高度ICT人材の量的拡大、地方の人材の育成の観点から、産学官の先進的な取組を横展開するなど、ICT人材の育成の場を社会・経済・産業の環境・ニーズの変化に的確に対応できるよう支援するためのナショナルセンター機能を構築するとともに、高度情報通信人材育成プログラムの開発、人材育成支援プラットフォームの基盤技術開発等を推進する。

グローバルの情報発信

(1) ICT政策について世界と交流する国際イベントの定例開催

グローバル(世界)とローカル(地域)のつながりを強化する観点から、国内外の経営トップや政策トップが一堂に会し、英語で情報発信を行う国際会議を定例的に開催する。

(2) ユビキタス戦略を掲げる地域(都道府県、市町村、外国の自治体)のネットワーク化

「ユビキタスシティ」などの戦略を掲げる地域(都道府県、市町村、外国の自治体)の交流を促すため、共同のウェブサイトの構築やイベント開催を行う。